

雄物川地域 R4年度(R3年分)申告相談日程表

◇市県民税申告書はご自身で作成し、郵送してください。
申告書の作成が困難な場合は、下記のとおり申告相談を実施しますので、必ず必要書類をまとめたうえでお越しください。

会場	月	日	曜日	午前の部 (午前8時30分～11時まで受付)	午後の部 (午後1時～4時まで受付)		
雄物川地域局 会議室	2	10	木	荒町上 荒町下 馬場 下川原	旭町 館小路 下小路 下夕谷地		
		11	金	横道上 横道下 今宿上 下鶴田	高畑上 高畑下 中島 中島東		
		12	土	予約日 (予約に上限があります。事前に電話してください。☎22-2156)			
		13	日	申告相談 お休み			
		14	月	平鹿・大森・十文字・山内会場にて開催			
		15	火	平鹿・大森・十文字・山内会場にて開催			
		16	水	平鹿・大森・十文字・山内会場にて開催			
		17	木	横手・増田・平鹿・大森会場にて開催			
		18	金	横手・増田・十文字・大雄会場にて開催			
		19	土	横手・増田・十文字・大雄会場にて開催			
		20	日	申告相談 お休み			
		21	月	横手・増田・十文字・大雄会場にて開催			
		22	火	横手・増田・十文字・大雄会場にて開催			
		23	水	申告相談 お休み			
	24	木	二井山 二井山第二・三 水沢	高花上 高花下 志戸ヶ池 栗林			
	25	金	石塚西 石塚東 北田 今宿東	大塚 又兵衛 今宿中 今宿西町			
	26	土	予約日 (予約に上限があります。事前に電話してください。☎22-2156)				
	27	日	申告相談 お休み				
	28	月	矢神 狼沢 郷 ハア力坂	八卦 里見高花 造山1 造山2			
	3	1	火	上桑 下桑	沼田 里見駅前 中村 壇ノ尻		
		2	水	東里1 東里2 東里3 東里上野	東里4 東槻 新丁 下モ谷地		
		3	木	横手・十文字・平鹿・大森会場にて開催			
		4	金	横手・十文字・大森・大雄会場にて開催			
		5	土	申告相談 お休み			
		6	日	申告相談 お休み			
		7	月	回館 善光橋 南田 旭松	深井 南形 大巻1 大巻2		
		8	火	末館 柏木 三ツ屋 常野	上西野 下西野 道地		
		9	水	上大見内 下大見内 手取 下宮田	船沼東 船沼西 船沼北 新城小出		
10		木	下開西 下開南 下開北 抱合	薄井南 薄井西 薄井東 神谷地			
11		金	横手・山内・大森会場にて開催				
12		土	申告相談 お休み				
13		日	予約日 (予約に上限があります。事前に電話してください。☎22-2156)				
14		月	根羽子沢 大沢下1 大沢下2 寺田	大沢中1 大沢中2 稲荷丁 新道			
15	火	大沢上1 大沢上2	鷹ヶ沢 坂ノ下 金峰 上法寺				

◇申告にあたっての留意点

- ①農業等の事業所得を申告される方は、あらかじめ年間の収入・経費を計算してお越しください。
- ②医療費控除を受けようとする方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に「医療費控除の明細書」を作成してから来場してください。明細書を作成して来ない場合、医療費控除の申告はできません。

◇次の申告は、市の会場では受付できませんので、**横手税務署**へ直接申告してください。

(1) 初年度の住宅借入金等特別控除の申告 (令和3年中に入居した方)	(4) 亡くなられた方の確定申告 (準確定申告) (準確定申告については、原則として亡くなった日の翌日から4か月以内に申告する必要があります)
(2) 土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告 (農業等の事業所得がある方は、市役所会場で収支内訳書を事前に作成する必要があります)	(5) 住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方でローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
(3) 青色申告者の確定申告	(6) 損失申告の方
	(7) 免税牛に関する確定申告

※申告会場は混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

●申告相談の概要と各地域局の日程表は市ホームページに掲載しております。

横手市役所 雄物川地域局 雄物川市民サービス課 ☎0182-22-2156